中期財政計画・財政見通し

（平成27年度～平成36年度）

Ⅰ本市の財政状況

Ⅱ第2次中期財政計画と
平成32年度以降の財政見通し

Ⅲ平成27年度以降の美馬市財政
運営指針（改訂版）

１.「財政健全化目標」の達成状況

- H22年2月「平成27年度以降の美馬市財政運営指針」を策定
  →H32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を設定

〈財政健全化目標〉
①3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。
②財政調整基金年度末残高を10億円以上確保する。
③実質公債費比率（単年度）を10％未満に維持する。

（1）３年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない

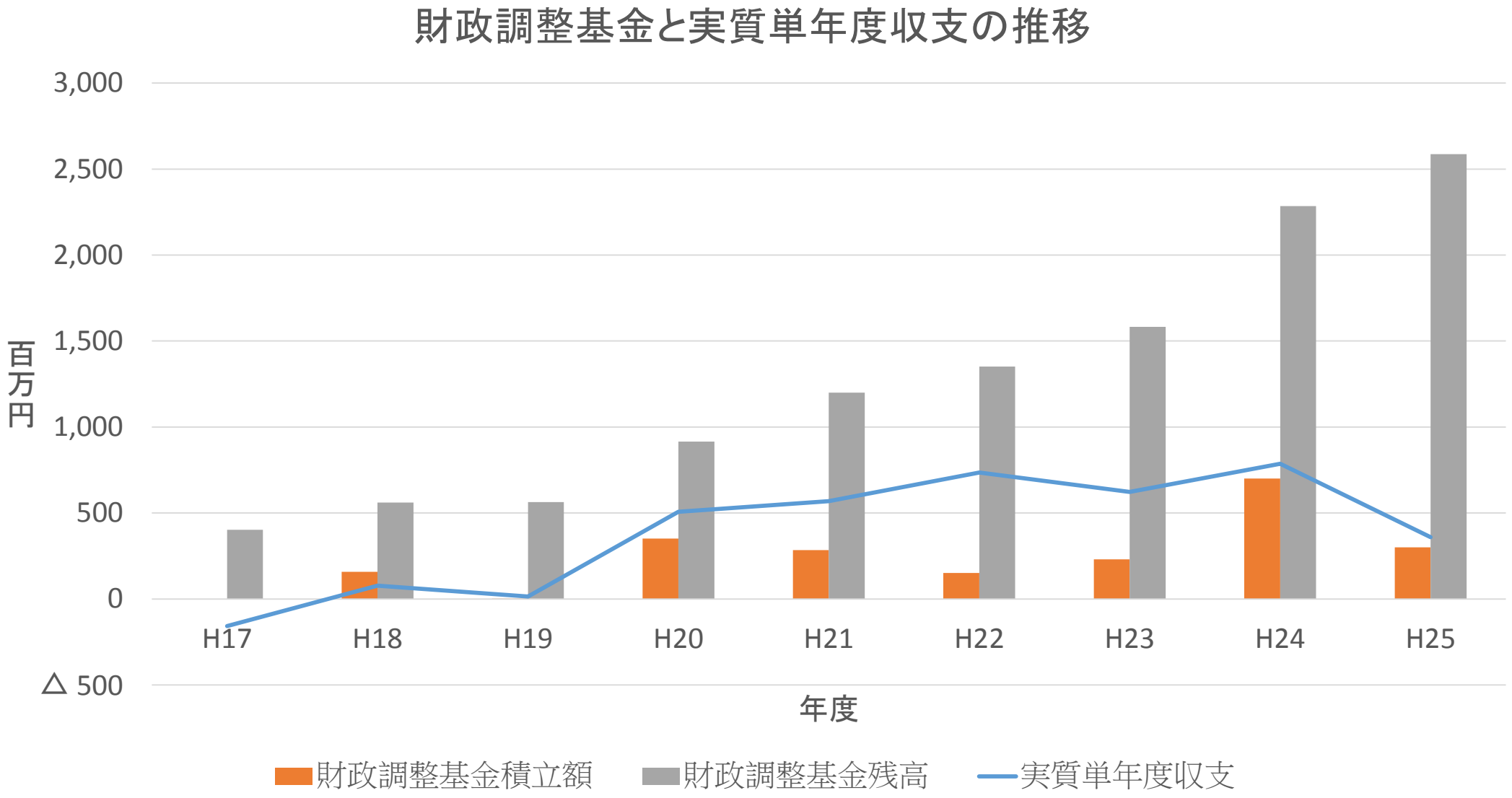

（2）財政調整基金年度末残高を10億円以上確保する

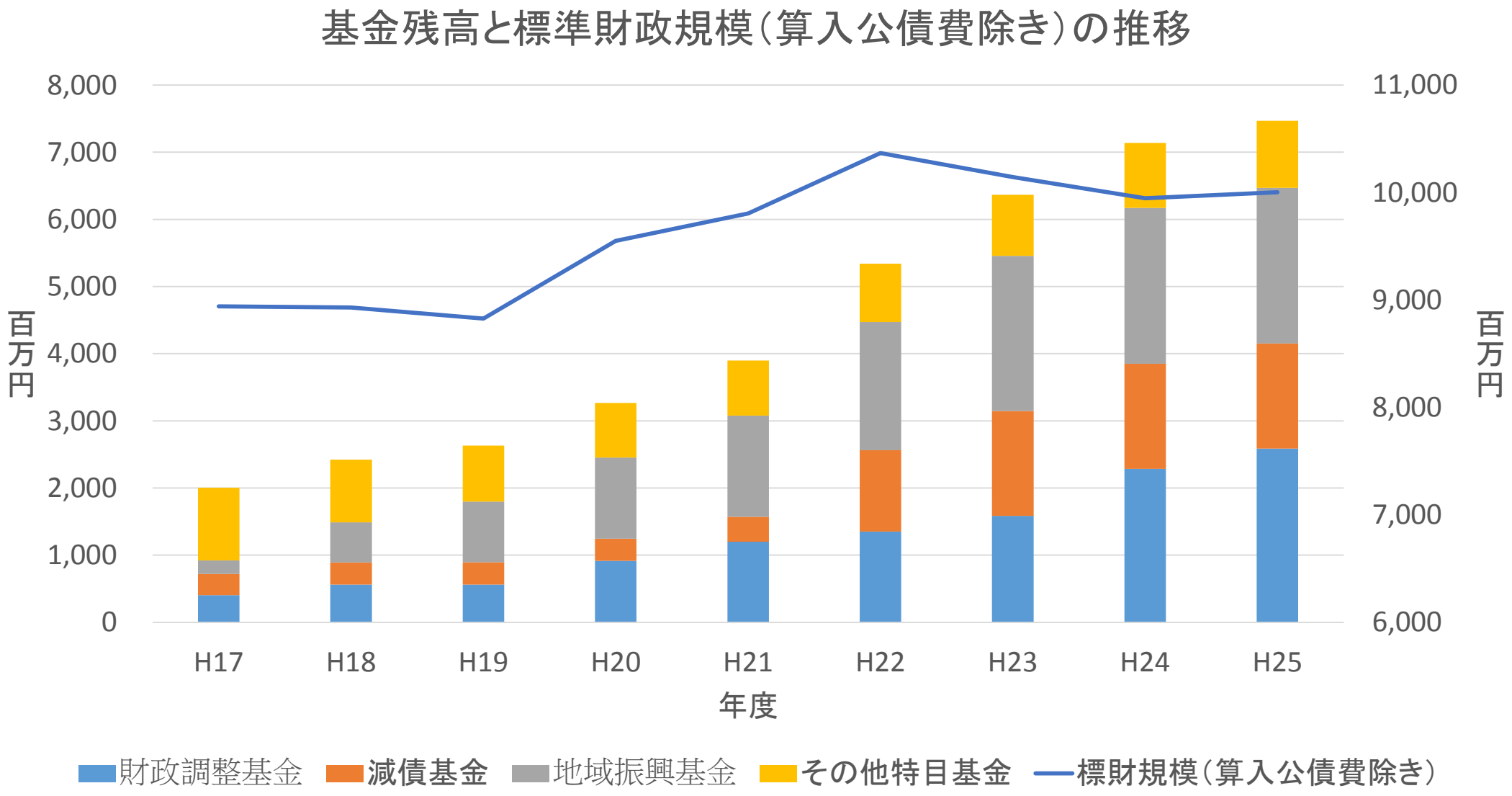

（3）実質公債費比率（単年度）を10．0%未満に維持する

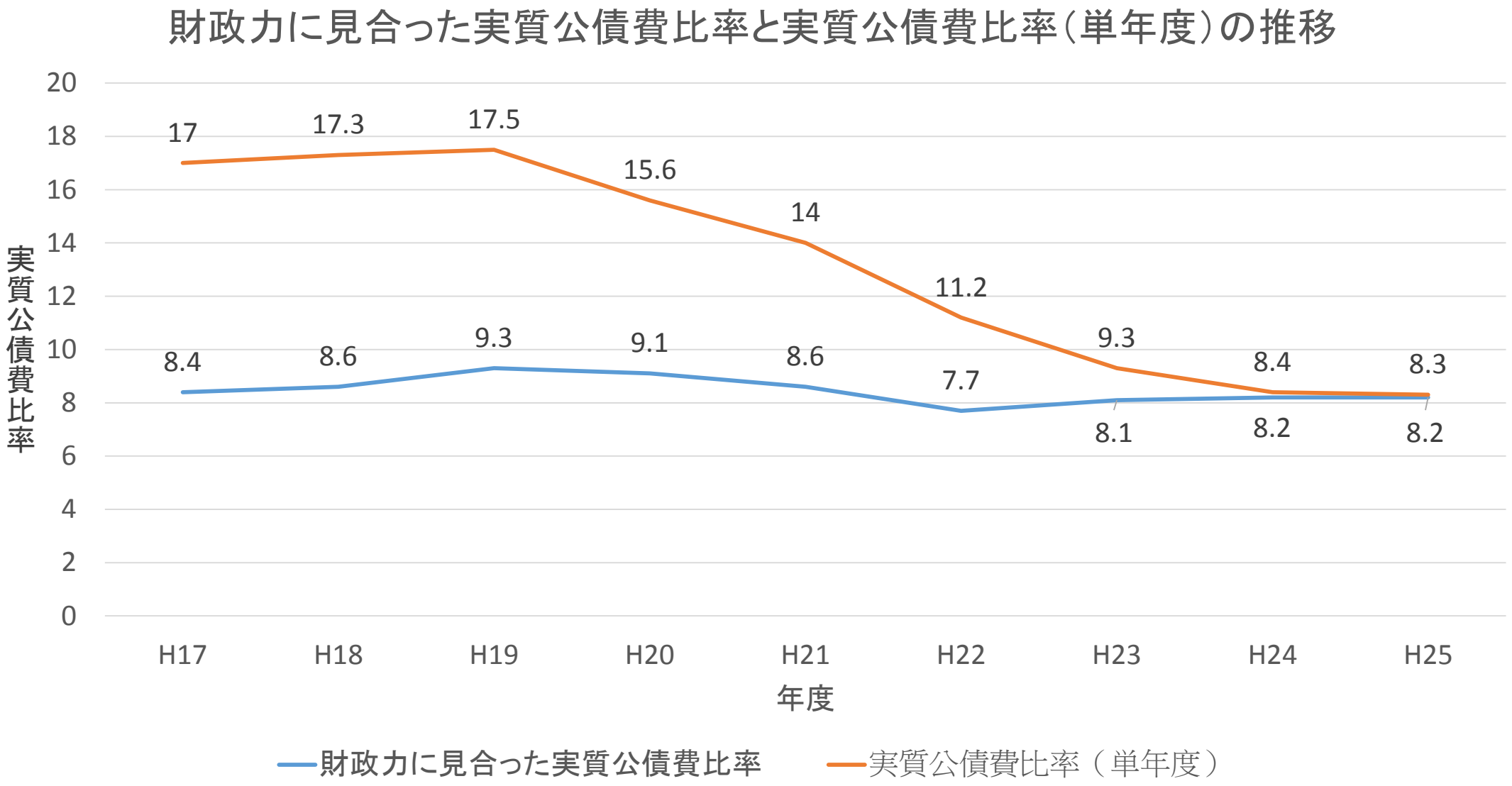

（参考）将来負担比率と基準財政需要額算入見込額の推移

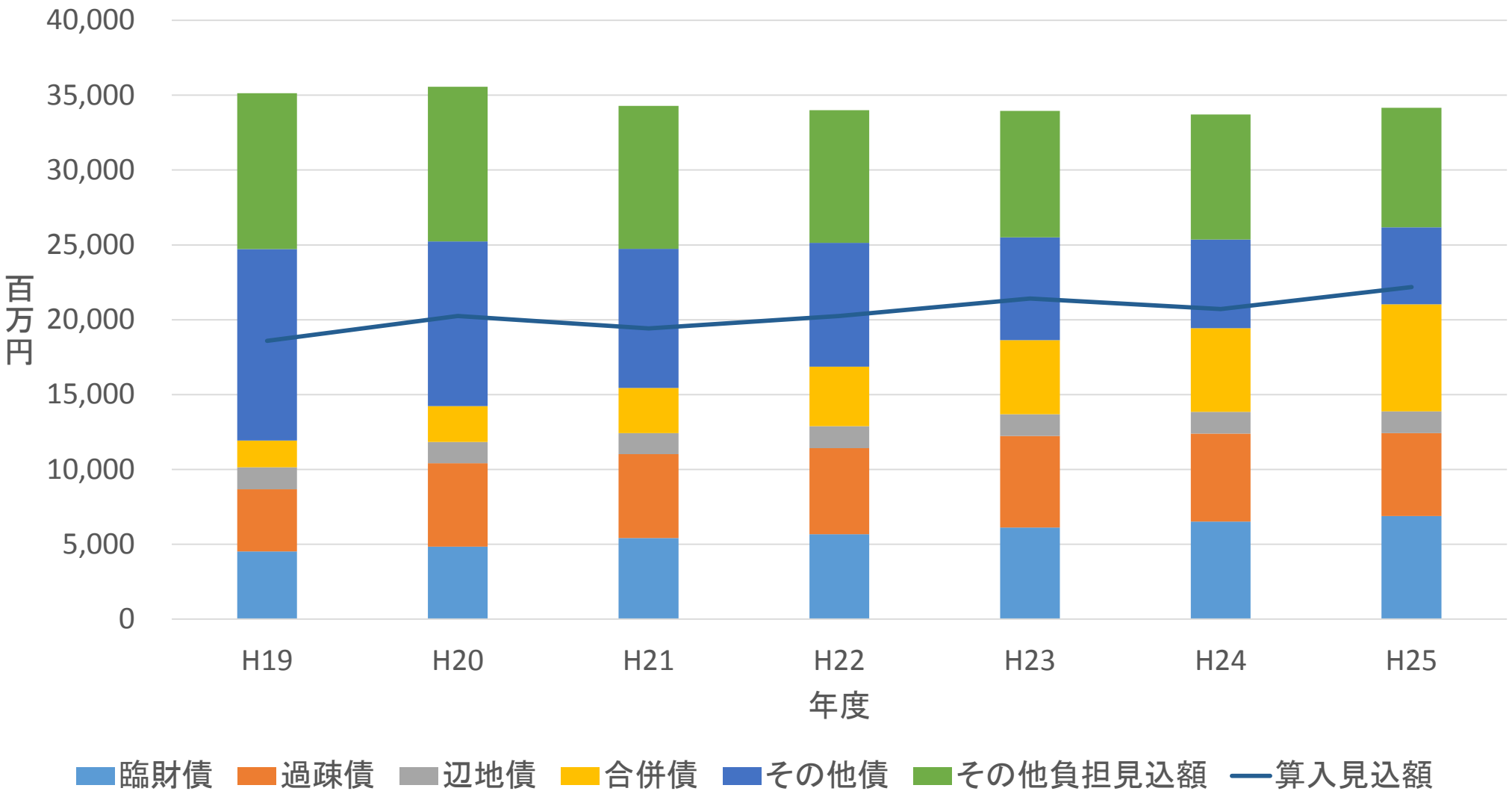

2. 合併以降の財政状況

（1）市税の推移

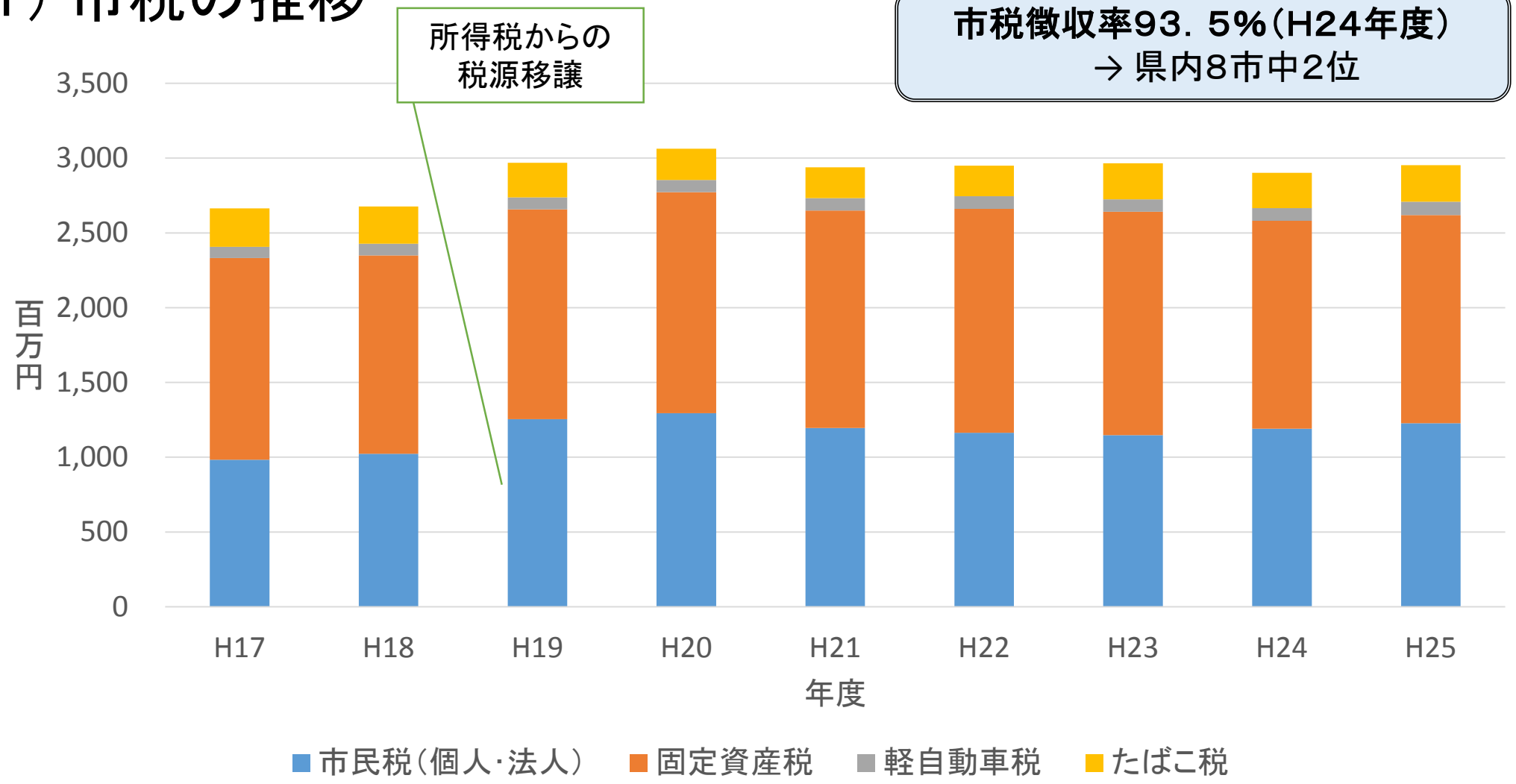

（2）普通交付税・臨時財政対策債の推移

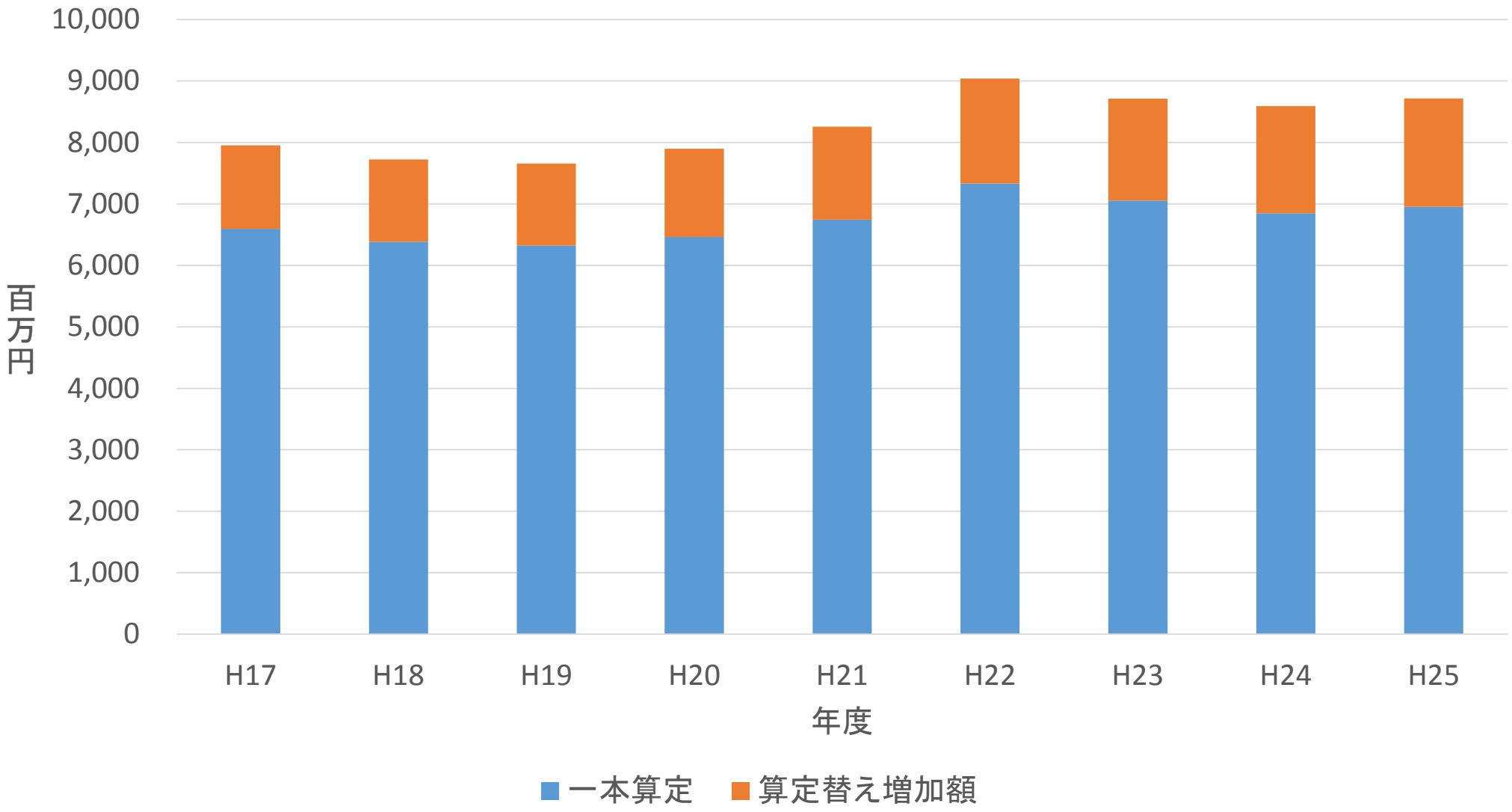

（3）人件費･賃金と職員数の推移

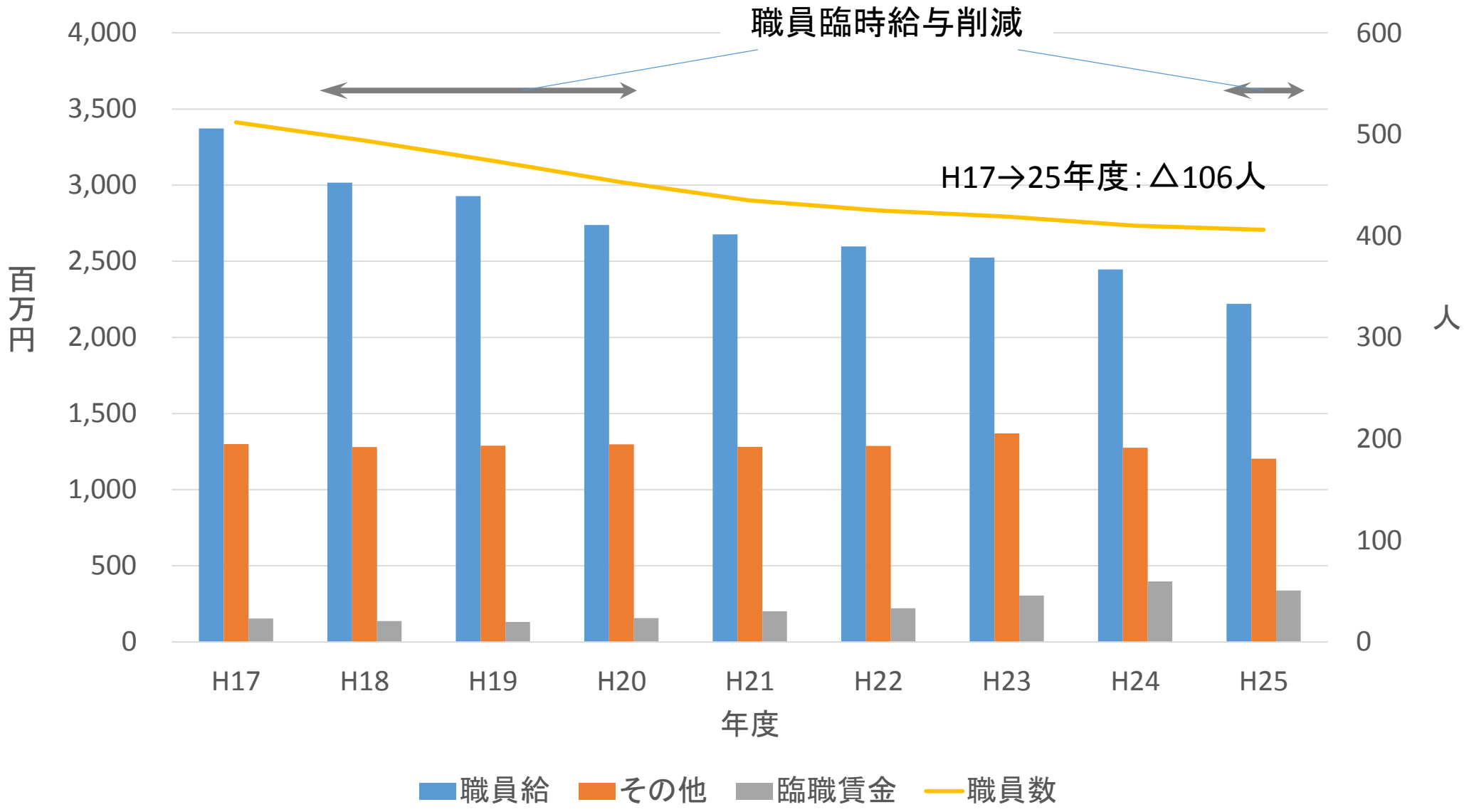

（4）扶助費の推移

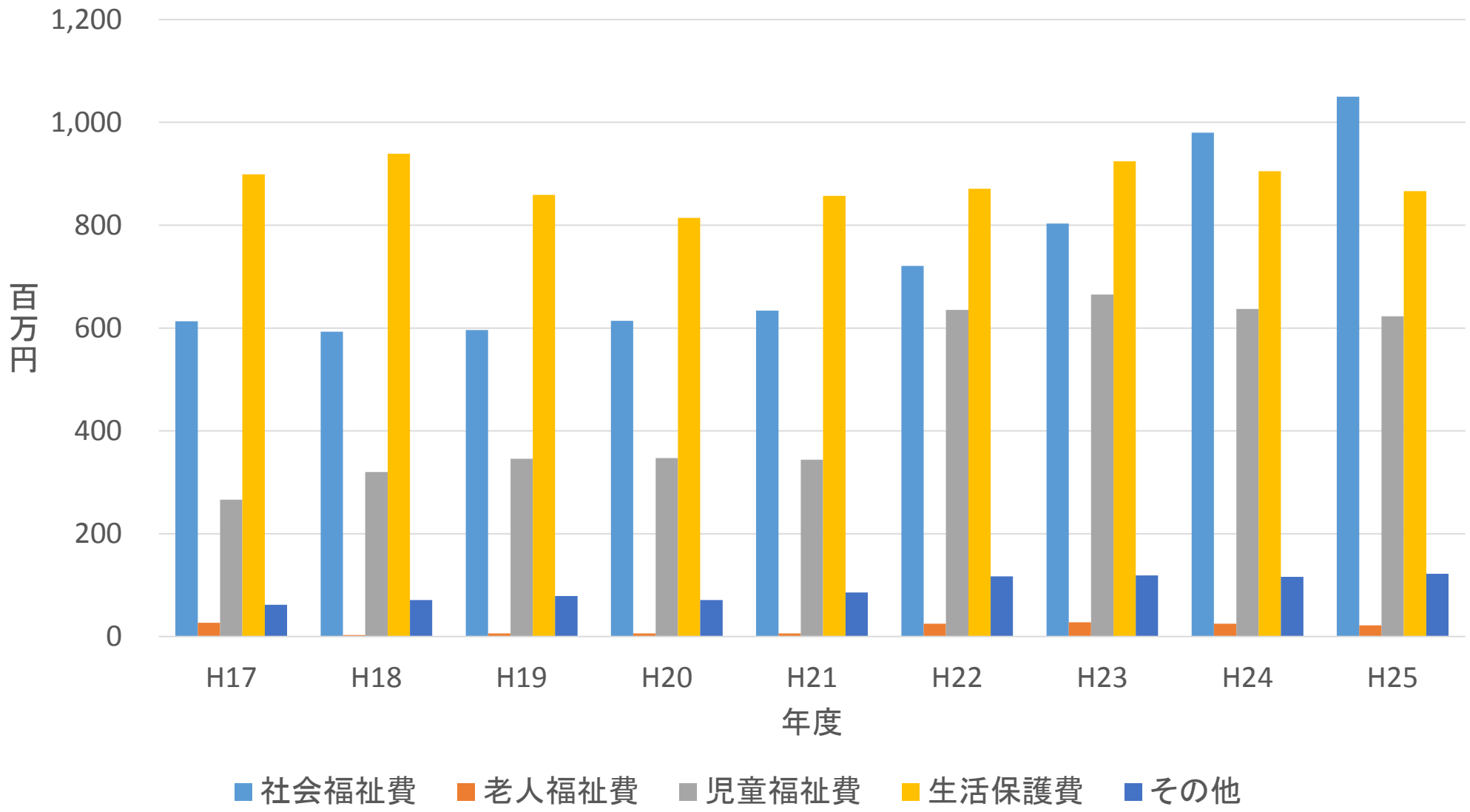
1,200
1,000
800
600
400
200
0
百万円
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
年度
社会福祉費
老人福祉費
児童福祉費
生活保護費
その他

（5）一部事務組合負担金の推移

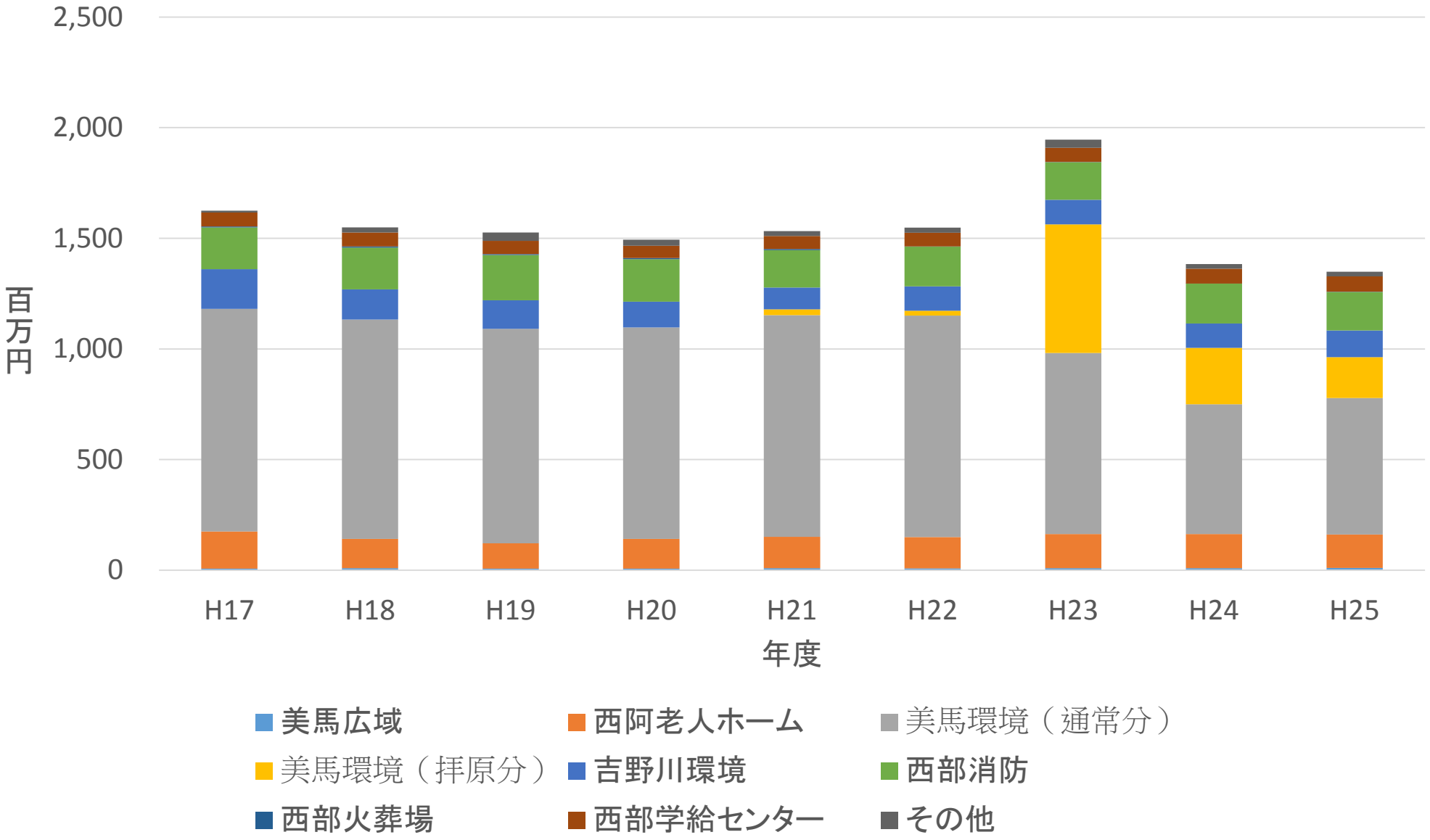

（6）繰出金の推移

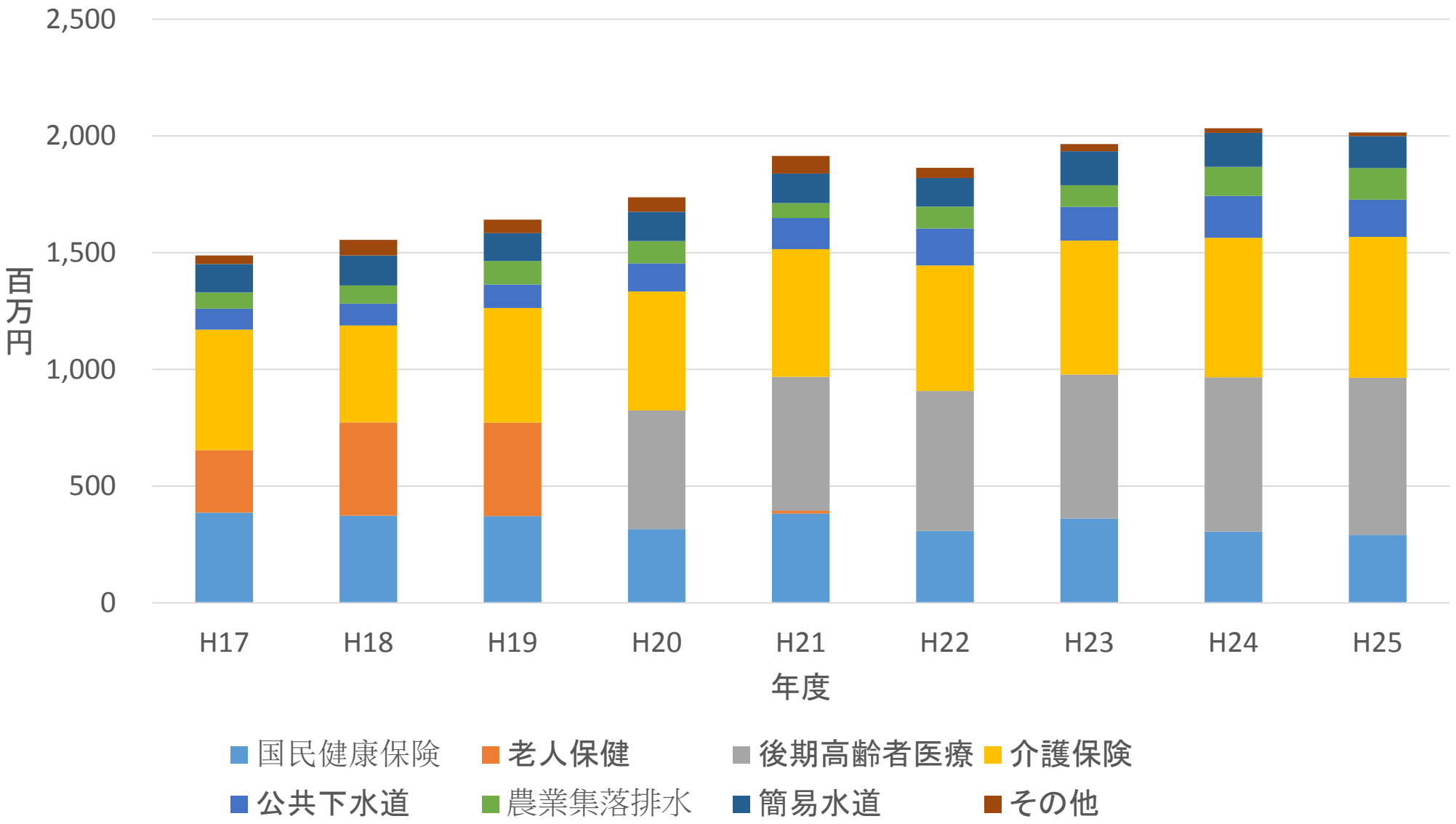
2,500
2,000
1,500
1,000
500
0
百万円
H17
H18
H19
H20
H21
H22
H23
H24
H25
年度
国民健康保険
老人保健
後期高齢者医療
介護保険
公共下水道
農業集落排水
簡易水道
その他

（7）普通建設事業費の推移

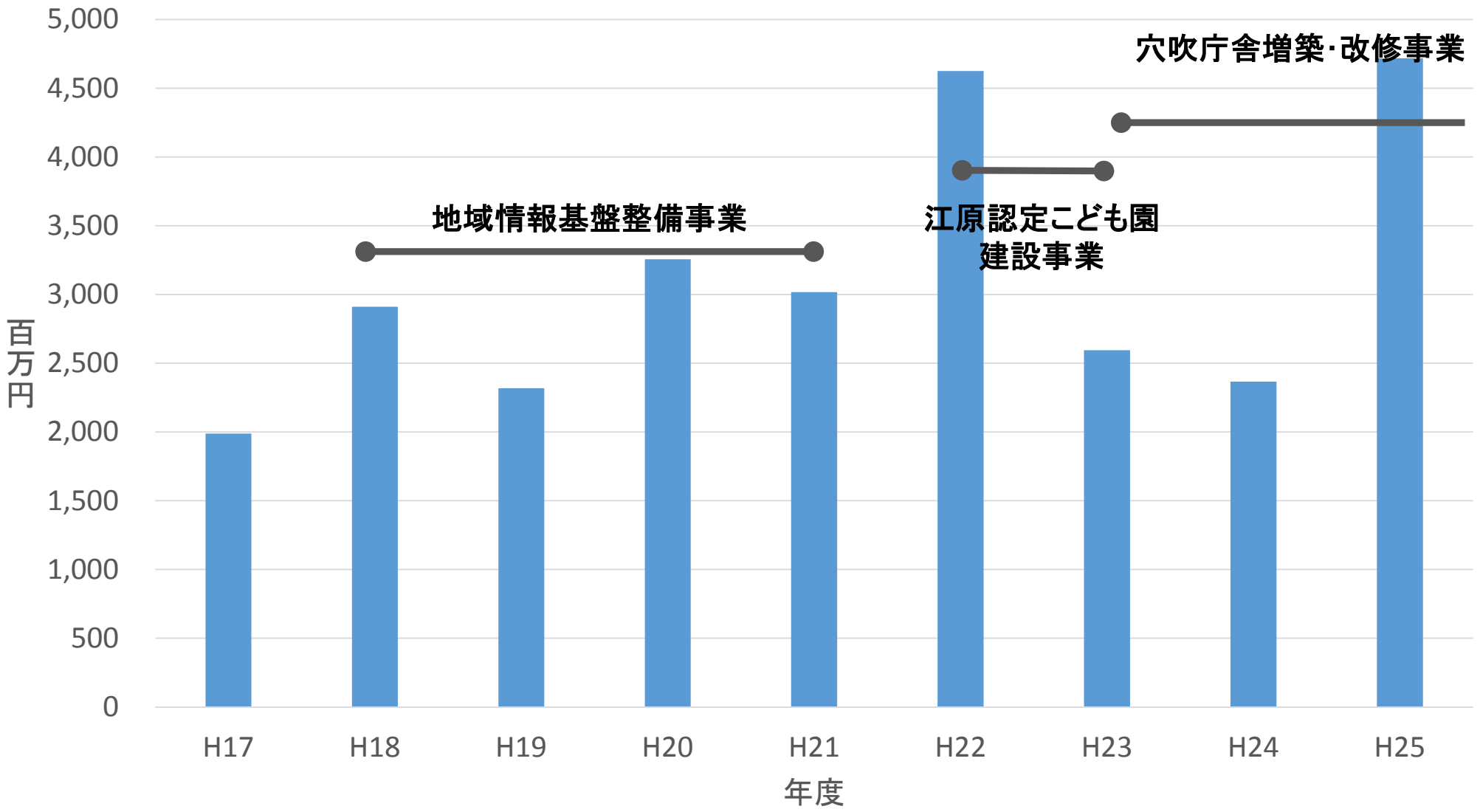

Ⅰ本市の財政状況

Ⅱ第2次中期財政計画と
平成32年度以降の財政見通し

Ⅲ平成27年度以降の美馬市財政
運営指針（改訂版）

１．中期財政計画・財政見通しの試算条件

（１）歳　入

❶市　税

○市民税

・個人均等割：H35年度まで復興特別税の加算を反映。

・法人税割・個人所得割：大塚製薬（株）工場立地に伴う増を見込む。

・法人税割：税制改正に伴いH27年度からの減を見込む。

→地方法人税として地方交付税の原資化

○固定資産税

・太陽光発電設備の増加に伴う土地や償却資産の増を見込む。

・H34年度から大塚製薬（株）の工場立地に伴う課税開始を見込む。

・家屋：評価替え毎の減少を見込む。

○軽自動車税

・税制改正による増を見込む。

○たばこ税

・喫煙者の減少が見込まれるものの、H34年度以降横ばいを見込む。

❷地方譲与税

・H27年度と同水準を見込む。

❸県税交付金

・利子割・配当割・株式譲渡所得割各交付金、ゴルフ場利用税交付金
:H27年度と同水準を見込む。

・地方消費税交付金（従来分）　:H27年度と同水準を見込む。

・地方消費税交付金（引上げ分）:H29年4月からの引上げを反映。

・自動車取得税交付金:H29年度以降0（消費税10％時廃止のため）

❹地方交付税・臨時財政対策債

○普通交付税・臨時財政対策債

・基準財政収入額：❶～❸の見込みを反映。

・個別算定経費・包括算定経費：H27年度見込額から、国勢調査毎の人口減少を反映。（H28年度～：△250百万円、H33年度～：△450百万円）

・地域経済雇用対策費、地方創生事業費については不確定な要素が大きいものの、地方財政対策により総額が確保されると想定し、H27年度見込額と同水準での推移を見込む。

（国の動向によりこれらの前提が崩れると中期財政計画・財政見通し全体の試算が大きく変動）

・市債のH25年度までの発行額とH26年度以降の発行見込額を踏まえ、公債費と事業費補正を試算。

市町村の姿の変化に対応した交付税算定について（案）

基本的な考え方

平成の合併により、市町村の面積が拡大する等市町村の姿が大きく変化。このため、合併後の市町村の実情を把握した上で、合併時点では想定されていなかった財政需要を交付税算定に反映。

⇨　以下の項目について、**平成26年度以降5年程度**の期間で見直しを行う

①支所に要する経費の算定 ②人口密度等による需要の割増し ③標準団体の面積を見直し単位費用に反映

⇨　具体的な見直し内容は下記のとおり

年度	費目	見直し内容	影響額（合併団体）
H26～H28	地域振興費	・支所に要する経費を加算	3,463億円
H27～H29	消防費	・標準団体の出張所数等を見直し ・旧市町村単位の消防署・出張所に要する経費を加算 ・人口密度による補正を充実	1,000億円程度
	清掃費	・標準団体の経費を見直し ・人口密度による補正を新設	
	地域振興費	・離島、属島の増嵩経費を反映（消防、清掃分）	
H28以降	保健衛生費 小中学校費 徴税費等	・標準団体の経費を見直し ・下記の経費について、人口密度による補正を新設・充実 （例）検診等に要する経費、給食センター、徴税に要する経費、公民館等	700億円程度
	上記以外の費目	・標準団体の面積の見直しを踏まえて単位費用を充実等	1,500億円程度

（参考）本市における合併算定替えに替わる新算定方式イメージ

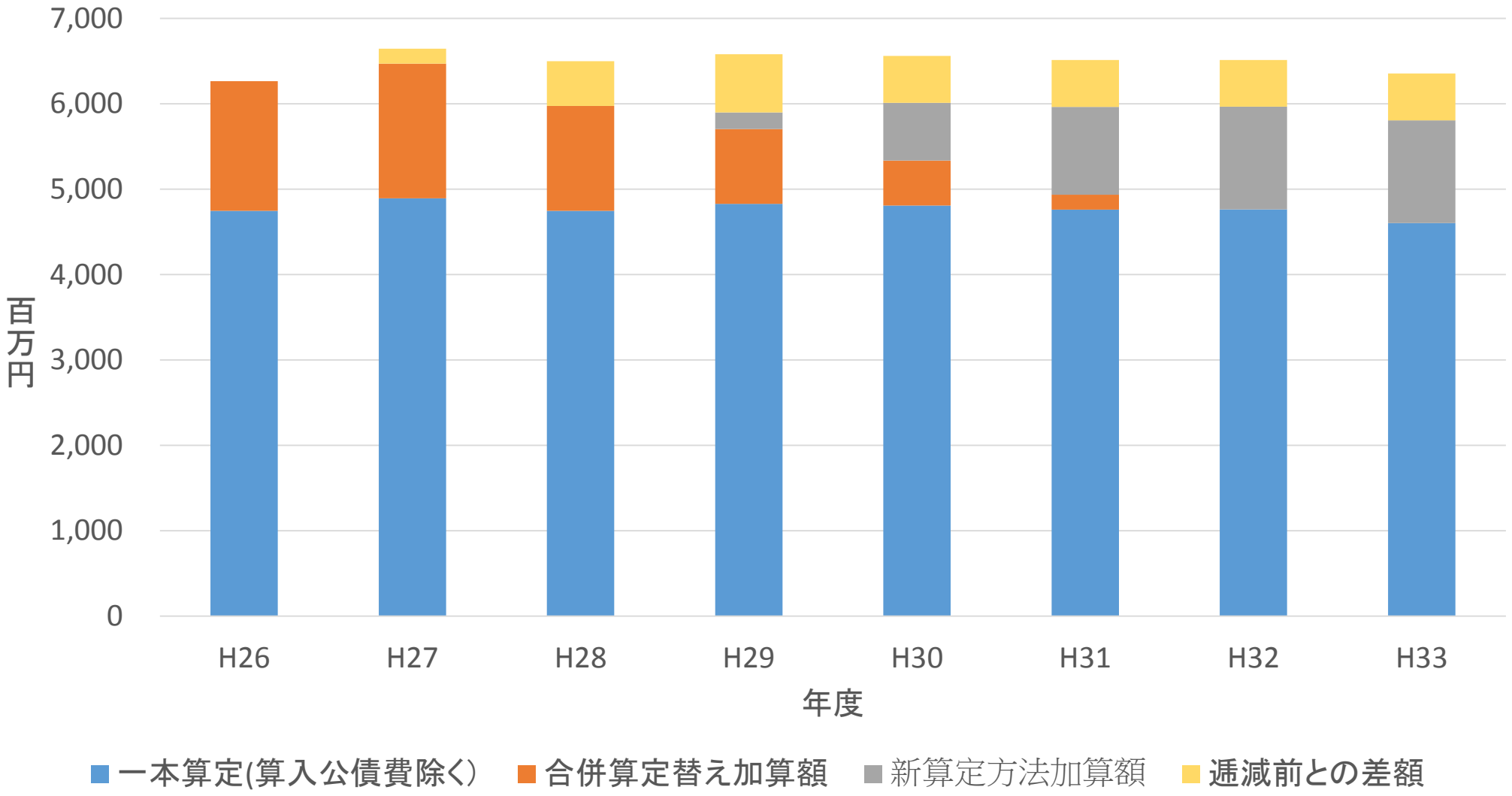

○特別交付税

・現行：6％→H28年度：5％→H29年度：4％となることに伴い、段階的に普通交付税へ移行するものとして試算。

❺国庫支出金・県支出金

・国庫支出金、県支出金ともに歳出に伴い収入される各事業の負担金、補助金及び委託金を計上。

❻繰入金

・財政調整基金・減債基金：各年度の財源不足を補うため所要額を取崩し。
（H27年度：収支調整のため当初予算計上額から減額）

・その他特目基金：H27年度→当初予算計上額、
H28年度～→47百万円で推移するものとして試算。

・基金のほか小水力発電事業特別会計からの繰入れを見込む。

❼繰越金

・H27年度当初予算の150百万円のみ計上。

・H28年度～前年度収支を均衡させたため0百万円。（実質収支:0百万円）

❽諸収入

・里平野・横尾工場用地の売払収入を見込む。

（H27年度：700百万円、H28年度：250百万円）

❾市債（臨時財政対策債を除く）

・各事業の財源として市債を見込む。

・（～H31年度）合併特例債

（H32年度～）地方道路等整備事業債←市単独道路整備事業

・過疎債：H33年度～継続を見込む。（現行制度：～H32年度）

・過疎債（ソフト分）：H27年度（見込み）と同水準を見込む。

⑩その他

・❶～❾以外の歳入：H27年度(見込み)と同水準での推移を見込む。

（2）歳　出

❶人件費

・H27年度の人件費を基準に職員数の減少を見込む。

（H27：401人、H28：400人、H29：395人、H30～：384人で試算）

❷扶助費

・障害福祉サービス費：伸びを見込む。

・生活保護扶助費など：H27年度（見込み）と同水準の推移を見込む。

❸公債費

・H25年度までの市債発行額とH26年度以降の発行見込額を踏まえ試算。

・**穴吹庁舎増築・改修事業債：**

利子負担軽減と合併算定替え加算終了前に償還を完了させるため、**4年償還（1年据置き3年償還）**としており、**H29年度までは公債費が高い水準で推移**。

❹物件費

・総合計画実施計画に盛り込まれた各年度の事業費を見込む。

・改修予定の地域交流センター（ショッピングセンター・パルシー）の管理費や地方版総合戦略に伴って実施する各種事業費も見込む。

・公共施設の解体経費：一部を除き未計上。

（参考）今後の公債費の見込み

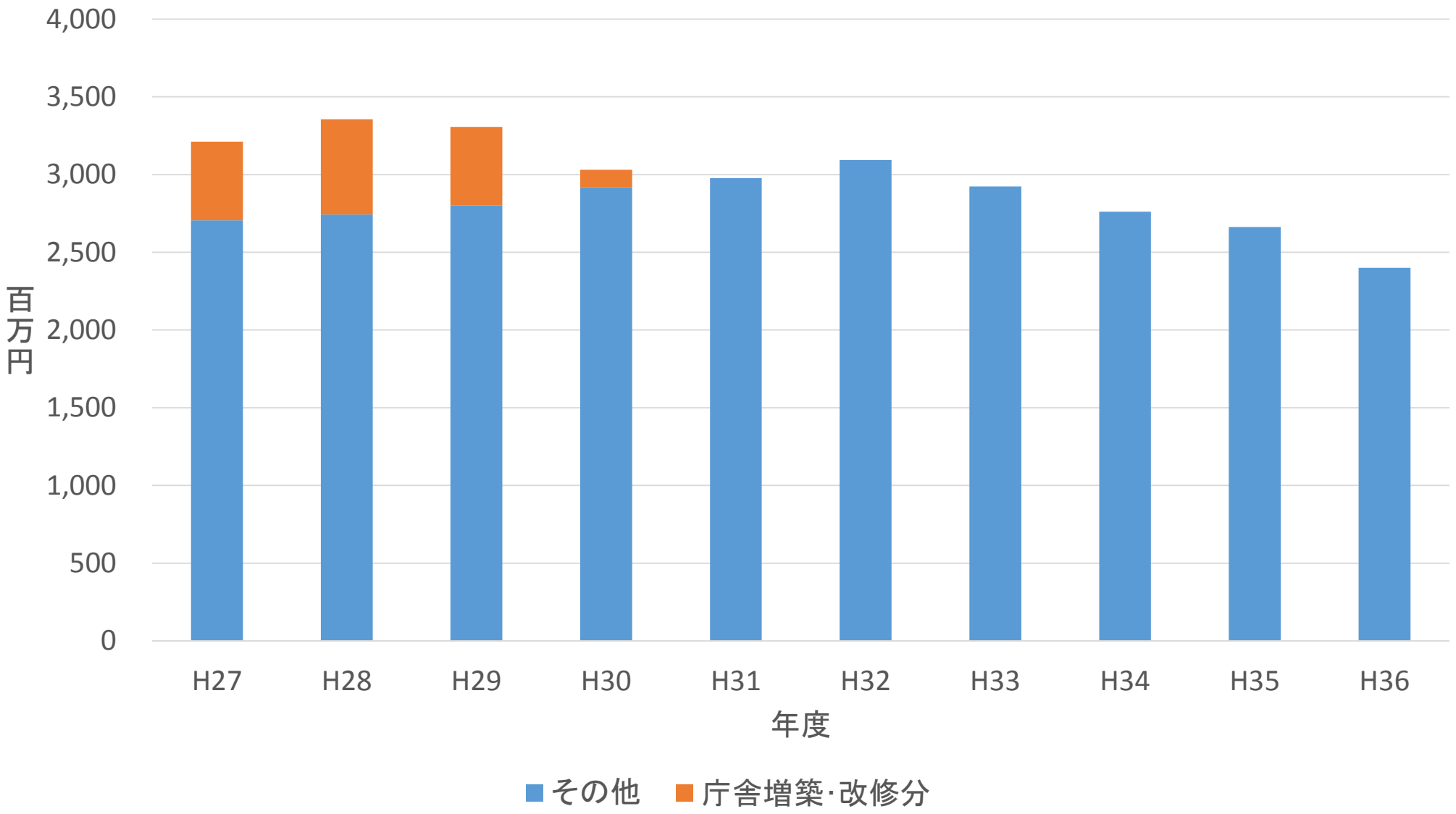

❺維持補修費

・道路維持費等老朽化した公共施設の維持補修費の伸びを見込む。

❻補助費等

○一部事務組合負担金

・拝原最終処分場建設・関連事業負担金（H27～28年度）：388百万円

・美馬西部共立火葬場建設事業負担金（H27年度）　　：157百万円

を計上。（新火葬場償還金に係るつるぎ町との精算はないものとして試算）

・その他一組負担金は、基本的にH27年度負担金（見込み）が継続するものとして試算。

○その他

・臨時福祉給付金、子育て世帯臨時特例給付金：H27年度限り。

・H28年度～：ほぼ同水準での推移を見込む。

❼積立金

・指定寄附金や地域振興基金等の基金利子、オラレ運営協力費の基金へ積み立てを行い、翌年度に取崩し。

❽投資及び出資金・貸付金

・投資及び出資金：H27・28年度の工業用水道事業出資金のみ計上。

・貸付金：災害援護資金貸付金・生活保護被保護者貸付金のみ計上。

❾繰出金

・公共下水・農業集排・簡易水道の各特会繰出金：公債費（過疎債）分の償還終了に伴う減少を見込む。

・後期高齢者医療・介護保険の各特会繰出金：H27年度とほぼ同額での推移を見込む。（高齢化の進展により増加が見込まれるものの、人口減少に伴う被保険者数の減少を考慮）

⑩普通建設事業費・災害復旧事業費

・普通建設事業費：総合計画実施計画に盛り込まれた各年度の事業費を見込む。

・災害復旧事業費：枠予算として毎年度44百万円を計上。

主な普通建設事業の見込み（H27～31年度）

（単位：百万円）

事業名 ＼ 年度	H27	H28	H29	H30	H30	H31～
美馬産業センター改修事業	101					
木屋平地区拠点施設整備事業	196					
地域交流センター整備事業	105	1,933				
里平野･横尾工場用地造成事業	586					
美馬認定こども園建設事業	895					
美馬地区統合小学校建設事業	500	1,356				
学校施設環境改善事業 （小・中エアコン整備）			137	131		
認定こども園建設事業 （江原・美馬を除く）				※		

※ 江原・美馬に続く認定こども園建設事業については計上していないが、H30年度以降の財源確保に加え、後年度負担を見極めた上で、計画的に実施する予定

2. 第2次中期財政計画

(1)歳　入

（単位：百万円）

区　　分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
市税	2,856	2,850	2,850	2,799	2,819
地方譲与税	234	234	234	234	234
利子割交付金	5	5	5	5	5
配当割交付金	23	23	23	23	23
株式譲渡所得割交付金	25	25	25	25	25
地方消費税交付金	464	464	500	558	590
ゴルフ場利用税交付金	10	10	10	10	10
自動車取得税交付金	21	21	0	0	0
地方特例交付金	5	5	5	5	5
地方交付税	9,081	8,705	8,622	8,554	8,461
うち普通交付税	8,384	8,105	8,072	8,054	8,011

（単位：百万円）

区　　分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	5
分担金及び負担金	23	23	23	23	23
使用料及び手数料	307	307	307	307	307
国庫支出金	3,291	3,736	2,343	2,316	2,290
県支出金	1,218	1,200	1,199	1,135	1,171
財産収入・寄附金	26	26	25	25	25
繰入金	514	179	78	47	47
うち財調・減債基金繰入金	222	132	31	0	0
繰越金	150	0	0	0	0
諸収入	915	462	212	212	211
市債	3,203	3,838	1,626	1,528	1,260
うち臨時財政対策債	697	600	550	500	450
歳　入　合　計	22,376	22,118	18,092	17,811	17,511

（2）歳　出

（単位：百万円）

区　　分	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度
人件費	3,688	3,611	3,573	3,483	3,498
扶助費	2,919	2,959	3,003	3,029	3,054
公債費	3,211	3,355	3,306	3,030	2,977
物件費	2,274	2,281	2,304	2,334	2,283
維持補修費	186	174	180	188	218
補助費等	2,185	2,023	1,675	1,699	1,698
うち一部事務組合負担金	1,623	1,541	1,207	1,212	1,208
繰出金	2,086	2,058	2,067	2,050	2,019
積立金	841	41	41	258	220
投資及び出資金･貸付金	24	29	4	4	4
普通建設事業費	4,893	5,518	1,870	1,667	1,471
災害復旧事業費	44	44	44	44	44
その他	25	25	25	25	25
歳 出 合 計	22,376	22,118	18,092	17,811	17,511

平成29年度までは穴吹庁舎増築・改修事業債の償還期間を4年間としたため、公債費が高い水準で推移。（財源：減債基金繰入金）

また、美馬認定こども園や美馬地区統合小学校の建設事業、地域交流センター整備事業といった大型事業を実施するため平成27・28年度は普通建設事業費が高くなっており、これらの経費の財源となる市債の発行も両年度にピーク。

公債費が減少し、大型事業が終了する平成30年度以降は一旦収支が均衡する見込み。

３．平成３２年度以降の財政見通し

（１）歳　入

（単位：百万円）

区　　分	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
市税	2,818	2,764	2,801	2,797	2,734
地方譲与税	234	234	234	234	234
利子割交付金	5	5	5	5	5
配当割交付金	23	23	23	23	23
株式譲渡所得割交付金	25	25	25	25	25
地方消費税交付金	590	590	590	590	590
ゴルフ場利用税交付金	10	10	10	10	10
自動車取得税交付金	0	0	0	0	0
地方特例交付金	5	5	5	5	5
地方交付税	8,531	8,243	8,131	8,108	8,096
うち普通交付税	8,131	7,843	7,731	7,708	7,696

（単位：百万円）

区　　分	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
交通安全対策特別交付金	5	5	5	5	5
分担金及び負担金	23	23	23	23	23
使用料及び手数料	307	307	307	307	307
国庫支出金	2,243	2,200	2,215	2,199	2,216
県支出金	1,160	1,109	1,142	1,149	1,132
財産収入・寄附金	25	25	25	25	25
繰入金	47	47	46	47	47
うち財調・減債基金繰入金	0	0	0	0	0
繰越金	0	0	0	0	0
諸収入	210	210	210	210	210
市債	1,106	981	981	981	981
うち臨時財政対策債	400	400	400	400	400
歳　入　合　計	17,367	16,806	16,778	16,743	16,668

（2）歳　出

（単位：百万円）

区　　分	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度
人件費	3,513	3,478	3,503	3,514	3,501
扶助費	3,083	3,117	3,147	3,179	3,212
公債費	3,093	2,923	2,761	2,663	2,400
物件費	2,323	2,288	2,342	2,280	2,261
維持補修費	192	200	207	207	210
補助費等	1,692	1,671	1,687	1,681	1,654
うち一部事務組合負担金	1,203	1,183	1,199	1,192	1,164
繰出金	1,994	1,962	1,947	1,937	1,922
積立金	137	52	67	165	389
投資及び出資金･貸付金	4	4	4	4	4
普通建設事業費	1,267	1,042	1,044	1,044	1,046
災害復旧事業費	44	44	44	44	44
その他	25	25	25	25	25
歳 出 合 計	17,367	16,806	16,778	16,743	16,668

平成32年度に美馬地区統合小学校建設事業債の元金償還開始に伴い公債費が伸びますが、平成32年度以降公債費が大きく減少する見込みです。これは、平成20・21年度に実施した地域情報基盤整備事業債の償還終了に伴うもの。

地方財政制度の見直しによる地方交付税（臨時財政対策債を含む）の削減や予期せぬ大規模な財政需要がなく、計画外の大型事業実施による市債発行の増がないと仮定した場合、収支が均衡する見込み。

Ⅰ本市の財政状況

Ⅱ第2次中期財政計画と
平成32年度以降の財政見通し

Ⅲ平成27年度以降の美馬市財政
運営指針（改訂版）

Ⅰ・Ⅱを踏まえ、平成27年度以降の美馬市財政運営指針について、次のとおり改訂します。

改　　訂　　前	改　　訂　　後
1．平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。 （1）3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。 （2）財政調整基金年度末残高を10億円以上確保する。 （3）実質公債費比率（単年度）を10％未満に維持する。 健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。	1．平成32年度以降目指すべき「財政健全化目標」を次のとおり設定する。 （1）3年以上連続して実質単年度収支の赤字を計上しない。 （2）財政調整基金と減債基金の年度末残高の合計を20億円以上確保する。 （3）実質公債費比率（単年度）を9％未満に維持する。 健全化法上の早期健全化基準を下回っていたとしても、「財政健全化目標」を達成できなかった場合には、速やかに歳入歳出両面で目標達成に必要な措置を講ずるものとする。

１－(2) 減債基金についても、一般財源として財政調整基金と同様に活用しており、合計で目標管理した方が現実に即したものとなるため。

１－(3) 平成25年度の実質公債費比率（単年度）８．３％に対し、財政力に見合った実質公債費（単年度）※は８．２％であった。そこで、実質公債費比率（単年度）の「財政健全化目標」を従来よりも厳しい９％未満に維持する。

※　普通交付税と臨時財政対策債算定における留保財源（標準税収入額の25％）を実質公債費比率の分子に置き換えて試算。

（参考）

・財政力に見合った実質公債費比率（単年度）＝817,152千円/10,001,668千円×100＝8.2％

・平成25年度実質公債費比率（単年度）＝826,885千円/10,001,668千円×100＝8.3％

改　　訂　　前	改　　訂　　後
2．平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取り崩し等により対応する。	2．平成27年度から平成31年度までの5年間は、平成32年度以降の「財政健全化目標」の達成を念頭に置いた財政運営を基本としつつ、各年度の財源不足については最小限度の基金取り崩し等により対応する。 また、第2次行財政システム改革基本方針の策定・実行や、市債発行限度額の設定、公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成か可能となるよう取り組むものとする。

２　3を削除することに伴い、追加記載する。なお、平成27年度の市債発行限度額は「中期財政計画・財政見通し」策定と同時となるため設定しない。

なお、国から整備を求められている「統一的な基準による財務諸表等」について、本市においてはH29年度末に整備予定であることから、こうした情報を活用してより高度な財政分析を行い、「財政健全化目標」達成に向けた取り組みに反映する。

改　　訂　　前	改　　訂　　後
３．このため、平成26年度までについても、可能な限り基金に積み立てるとともに、毎年度の市債発行限度額設定や合併特例債の有効活用による公共施設の統廃合等、平成32年度以降の「財政健全化目標」達成が可能となる事業展開を図るものとする。	（削除）

３　H26年度までについては、期間終了に伴い記載の必要がなくなったため削除する。

改　　訂　　前	改　　訂　　後
	３．新たに市債発行額5億円を超える大型事業に着手する場合は、「中期財政計画・財政見通し」の見直しを行い、後年度の財政負担を検討するものとする。

３　大型事業の実施については、後年度の財政に及ぼす影響が大きいことから、新たに規定を加える。